（管轄区域の特例）

第五十二条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十一号まで及び第十九号から第三十五号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
（略）	（略）	（略）

（管轄区域の特例）

第五十二条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第九号まで及び第十七号から第三十二号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年七月九日から施行する。